

東北古代城柵関係史料雑考

佐々木 博 康

1 桃生造柵と「跨大河凌峻嶺」

桃生造柵の記事のある『続日本紀』天平宝字4年(760)正月丙寅勅条は、長文にわたるので必要のある個所のみをかかげると、

勅曰。尽命事君。忠臣至節。随勞酬賞。聖主格言。昔先帝^A数降明詔。造雄勝城。其事難成。前將既困。然今陸奥国^B按察使兼鎮守將軍正五位下藤原惠美朝臣^C彌等。教導荒夷。馴從皇化。不勞一戰。造成既畢。又於陸奥国^D牡鹿郡。跨大河凌峻嶺。作桃生柵。奪賊肝胆。眷言^D惟績。理應褒昇。宜擢朝羈。特授從四位下。(以下略)¹⁾

とあるうちの「跨=大河-凌-峻嶺-」を国史大系本は「大河=跨り峻嶺ヲ凌ギ」とよみくだし、朝日新聞社版本は「大河ヲ跨り峻嶺ヲ凌テ」²⁾としている。この両者の訓と同じよみ方をしているのは大槻文彦で、その論文「陸奥桃生城ノ考」において、

扱天平宝字年中=築カレタル桃生城ノ地ハ今ノ桃生郡ノ北端^(ママ)本吉分割前ハ中央^{ワキヤ}脇谷村ノ東南=茶臼山トテアル地是レナラムト云、(或云今モ桃生館トイフトゾ)頂ハ平ニシテ東北ハ絶壁百仞ナリ、南ハ北上川ノ故流域=掘リテ、連峽屏列シ、史ニ跨=大河-凌-峻嶺-トアルニ吻合ス、又西面ハ脇谷倉^{クラツ子}坪ノ二村ヲ控ヘテ、地勢稍平ナリ 光仁帝宝龜五年七月海道蝦夷忽發=徒衆=焚レ橋塞レ道既絶=往来=侵=桃生城=敗=其西郭=鎮守之兵勢不レ能レ支国司量事興レ軍討レ之云々トアリ、西郭ヨリ侵入セシモ其地勢ノ稍平ナルニ因リシ^(※)門知ルベシ、又倉坪ハ当時倉^{ヤナイン}粟ノアリシ所ニテ永井村=糠塚トテアルモ糧ヲ春キシ所ナリト言伝フ、又脇谷ヨリ東北今ノ本吉郡柳津村横山村ヲ歴テ東海岸ナリ志津川=超ユル道ハ古ヘニ所レ謂海道ノ蝦夷ノ南進セン所ニシテ、横山ヨリ東北ナル坂下=今モ関守屋敷トイフアリ、是レ其要衝ヲ扼セン関塞ノ跡ニテ、華夷ノ境ヲナシ、多賀城ノ碑ノ文ニ去=蝦夷国界=一百二十里(六町一里)トアル里程=組合ヘリ

以上茶臼山ノ事ハ桃生郡中津山村ノ熊谷真弓翁ノ考=鄙見ヲ加ヘタル所ニテ、之ヲ桃生城ノ蹟ト断定シテ大差無カルベシ(20~21ページ)³⁾

とのべ、吉田東伍もそれをうけて、『大日本地名辞書』に、

茶臼山下の水流は、古今分合の沿革あれど、旧史「跨大河」の形勢は、不易也。⁴⁾

としている。現行条文を上記のようによむとするならば、それは桃生柵の造柵の立地状況をのべたものと解される。すなわち、陸奥国の牡鹿郡から桃生の地方へ進出して、大河にまたがり峻嶺をしのぐような位置に桃生柵をつくったということになるのである。

ところで、よみ方の相違といわれればそれまでであるが、若干の異論がないわけでもない。それは上記の勅文はA・B・C・Dの下線で示してあるように、Aの功賞の主旨と、Bの雄勝造城の事例、Cの桃生造柵の事例、Dの褒昇記事の4段にわかれる。勅文中のBはAをうけて雄勝造城の苦勞と、その功績をのべているのであるから、CもBと同様、Aの趣意をうけて桃生造柵の苦心と、その功賞をのべていると思われる。それゆえ、Cの文中にみえる「跨大河凌峻嶺」は、かならずしも桃生柵の立地状況をのべたものではなく、その造柵作業の困難さを物

語っているともみられる。

『続日本紀』神護景雲3年(769)正月己亥条に、

陸奥国言。(中略)差浮浪人一千人。配桃生柵戸。(中略)自願就二城之沃壤。求三農之利益。不論当国他国。任便安置。(下略)⁵⁾

とあり、同じく2月丙辰条に、

勅。陸奥国桃生。伊治二城。营造已畢。厥土沃壤。其毛豊饒。宜令坂東八国。各募部下百姓。如有情好農桑就彼地利者。則任願移徙。隨便安置。(下略)⁶⁾

とある。この2条文に見える「二城之沃壤」、「三農之利益」、「其毛豊饒」、「好農桑」という表現にしたがえば、桃生・伊治両城の城下周辺には農耕に適した肥沃な平地が広がっているとみなさなければならない。それゆえ、桃生・伊治両城は発掘例で知られている多賀・秋田両城のごとくに丘陵上に立地している城柵と、胆沢・徳丹2城のごとく平地に立地している城柵との2類型にわけてみるならば、その両者の中間型か、あるいは胆沢・徳丹城型を指向しているものであったろう。

以上のように考えてみると前記Cの条文から桃生柵は「大河ニ跨り峻嶺ヲ凌」いだ位置にあったと解する通説は確説といいがたくなる。そこで「跨」・「凌」の2字を上記のほかの意味に解釈できるのかどうか。いま、諸橋徹次の『大漢和辞典』によって、その2字の解釈をみると、「跨」の字は「マタガル」の他に「コエル」の意味があり、「凌」の字は「シノグ」の他に「コス、コエル」とも解せる⁷⁾。そこで「跨」も「凌」も「コエル」の意味に解して、上記Cの条文をよみくだしてみると、「陸奥国牡鹿郡ニ於イテ(牡鹿郡ヨリの意)、大河ヲコエテ(ワタッテの意)、峻嶺ヲコエテ、桃生柵ヲ作り、賊の肝胆ヲ奪ウ」ともよめる。「跨」や「凌」をこのように解するならば、山や河をこえてはるばる遠隔の地に困難をおして造柵したという意味になり、この条文は桃生柵造柵の立地状況をのべたということにはならなくなる。

注

- 1) 黒板勝美編『続日本紀』新訂増補国史大系第2巻(東京、吉川弘文館、昭和10年12月初版、昭和18年11月再版)268~269ページ。
- 2) 佐伯友義編『増補六国史』巻4(続日本紀巻下)(東京・大阪、朝日新聞社、昭和15年11月)36ページ。
- 3) 大槻文彦「陸奥桃生城ノ考」(『奥羽史学会会報』第1号所収、仙台、明治28年5月)。この論文(考証)はのちに「陸奥国桃生城ノ考」(該当箇所は542~543ページ)として、その著『復軒雜纂』(東京、広文堂書店、明治35年10月)に所収されている。
- 4) 吉田東伍『大日本地名辞書』第5巻奥羽(東京、富山房、大正12年3月縮印版)所収、4,214ページ。
- 5) 1)に同じ。361ページ。
- 6) 1)に同じ。361~362ページ。
- 7) 「跨」、諸橋徹次『大漢和辞典』巻10(東京、大修館書店、昭和34年4月)913ページ。「凌」、同書巻2(同前、昭和31年5月)152ページ。

2 伊治築城における「三句」

伊治築城については『続日本紀』神護景雲元年(767)10月辛卯条に、

勅。見陸奥国所奏。即知伊治城作了。自始至畢。不滿三旬。朕甚嘉焉。夫臨危忘生。忠勇乃見。銜綸遂命。功夫早成。非但築城制外。誠可滅戍安辺。若不褒進。何勸後徒。宜加酬賞式慰匪躬。(中略)其外從五位下道嶋宿禰三山。首建斯謀。修成築造。今美其功。特賜從五位上。又外從五位下吉弥侯部真麻呂。徇国爭先。遂令馴服。狄徒如掃。進賜外正五位下。(下略)¹⁾

と、その功をたたえている。文中の「自始至畢。不滿三旬。」は築城期間についてのべたものとみられ、それを文字通りに解すると30日間となる。したがって伊治築城を30日間の工期とみなせば、東北古代城柵の築城期間としては他に例をみないほど非常に迅速であったことになる。

それゆえ、他城柵の築城期間、たとえば『続日本紀』天平宝字3年(759)9月己丑条の、

勅。造陸奥国桃生城。出羽国雄勝城。(中略)從去春月至于秋季。既離郷土。不顧産業。(下略)²⁾

とある桃生・雄勝両城の築城期間や『孫子』謀攻篇に、

修櫓輜輳。具器械。三月而後成。距闔又三月而後已³⁾

とあることから伊治築城は三・四カ月かかったのであるが、その記載を誤って「三旬」としたのかもしれないという見解も生まれてくる。

しかし、上記の2つの見解には、したがいがたい。その理由として、まず「三旬」を字義通り30日間、あるいは三・四カ月の誤字誤伝とする解釈について、この解釈でなければ絶対に意味が通じないというならば考慮の余地もあるが、後述するような考え方からみれば、その解釈の基礎が脆弱であるうえに、勅文の文意からみて決して解しがたいものではない。次に、みだりに勅文中の文字を改めたくはないことである。もっとも、これには多くの写本の参照を必要とするから、いまだ断言はできない。

さて、上掲の神護景雲元年10月辛卯条の勅文のなかには漢籍に典拠のある語句が含まれている。すなわち、

- ㉑ 不滿三旬。『左氏伝』定公元年条に「城三旬而畢。」⁴⁾
- ㉒ 臨危忘生。『史記』張耳陳余伝に「將軍瞋目張胆。出万死不顧一生之計。」⁵⁾ 『漢書』陳余伝に「將軍瞋目張胆。出万死不顧之計。」⁶⁾
- ㉓ 匪躬。『易経』下、水山蹇、62に「王臣蹇蹇。匪躬之故。」⁷⁾
- ㉔ 徇国。『後漢書』种嵩伝に「昔我先父以身徇国。」⁸⁾
- ㉕ 如掃。『左氏伝』閔公2年条に「邢遷如掃。」⁹⁾

とある。よって神護景雲元年10月辛卯条の「三旬」も原文のままに肯定し、伊治築城はこのほか迅速であったので、勅の文を飾る意味で前掲の『左氏伝』等の名言佳句を引載したのかもしれないのである。

『左氏伝』については「学令義解」経周易尚書条に、

凡経。周易。尚書。周礼。儀礼。々記。毛詩。春秋左氏伝。各為一経。孝経。論語。学者兼習之。¹⁰⁾

とあり、同じく教授正業条に、

凡教授正業。周易鄭玄。王弼注。尚書孔安国。鄭玄注。三礼。毛詩鄭玄注。左伝。服虔。杜預注。孝経孔安国。鄭玄注。論語鄭玄。何晏注。¹¹⁾

とあり、同じく礼記左伝各為大経条に、

凡礼記。左伝。各為大經。毛詩。周礼。儀礼。各為中經。周易。尚書。各為小經。通二經者。大經内通一經。小經内通一經。若中經。即併通兩經。其通三經者。大經。中經。小經。各通一經。通五經者。大經並通。孝經。論語。皆須兼通。¹²⁾

とある。また「学令集解」図書寮条の細注にも、

今五經者。周易。尚書。毛詩。春秋左氏伝。礼記。¹³⁾

とあって、『左氏伝』は『周易』・『尚書』・『周礼』・『儀礼』・『礼記』・『毛詩』・『孝経』・『論語』とならんで大学寮において使用する教科書として「令」に規定されていたのである。『左氏伝』は以上のように重視されていたから、詔勅のうちにその語句が引載されていたとしても何等不思議はないのである。佐伯友義によれば『続日本紀』にみえる次の語句の出典は『左氏伝』によるとしている。¹⁴⁾

『続日本紀』の語句	『左氏伝』の語句
A 卷3 文武 慶雲3年3月丁巳。「詔曰。夫 ₁ 礼者。天地經義。」	1 昭公25年。「夫礼天之經也。地之義也。民之行也。天地之經而民実則之。」
B 卷4 元明 和銅元年2月戊寅。「詔曰。… ₂ 卜世相土。建帝皇之邑。」	2 宣公3年。「成王定鼎于郊廓。卜世三十。卜年七百。天所命也。」
C 卷4 元明 和銅2年3月壬戌。「陸奥越後二国蝦夷。 ₃ 野心難馴。」	3 宣公4年。「諺曰。狼子野心。是乃狼也。其可畜乎。」 3' 昭公28年。「叔向母謂伯石曰。是狼子野心。」 ¹⁵⁾
D 卷6 元明 和銅6年3月壬子。「又詔曰。… ₄ 恐殪路之不少。」	4 昭公2年。「道殪相望。注。餓死為殪。」 ¹⁶⁾
E 卷8 元正 養老3年10月辛丑。「詔曰。… ₅ 但以握鳳曆而登極。… ₆ 万雉城石。」	5 昭公17年。「少皞摯之立也。鳳鳥適至。故紀于鳥。為鳥師而鳥名。鳳鳥氏。歷正也。注。鳳知天時。故以名曆正之官。」 6 隱公元年。「都城過百雉。国之害也。」
F 卷8 元正 養老4年6月戊戌。「詔曰。… ₇ 周勞再駕。」	7 襄公31年。「文王伐崇。再駕而降為臣。蛮夷帥服。」
G 卷9 元正 養老6年正月卯朔。「詔曰。朕 ₈ 以不天。」	8 宣公12年。「狐不天。不能事君。」 8' 襄公23年。「我実不天。子無咎焉。」
H 卷9 元正 養老6年11月丙戌。「詔曰。… ₉ 閔凶溢及。」	9 宣公12年。「寡君少遭閔凶。不能文。注。閔。憂也。」
I 卷10 聖武 神龜4年2月丙寅。「詔曰。… ₁₀ 思九農之方茂。」	10 昭公17年。「九扈為九農正。注。以九扈為九農之号。」
J 卷16 聖武 天平17年5月戊辰。「是時甲賀宮空而無人。盜賊充斥。」	11 襄公31年。「寇盜充斥。注。充滿斥見。言其多。」 ¹⁷⁾
K 卷21 淳仁 天平宝字2年8月庚子朔。「其百官表曰… ₁₂ 雲官火紀之君。」	12 昭公17年。「昔者。黄帝。以雲紀。故為雲師。而雲名。注。黄帝受命有雲瑞。故以雲紀事。百官師長皆以雲為名号。縉雲氏蓋其一官也。」 ¹⁸⁾
L 卷21 淳仁 天平宝字2年12月戊申。「於是。	13 僖公22年。「君夫無謂邾小。逢蠶有毒。而況

勅大宰府曰。……古人曰。蜂蠆猶毒。」
 M 卷26 称徳 天平神護元年正月己亥。「勅曰。……而鳩毒潛行於天下。」
 N 卷27 称徳 天平神護2年9月戊午。「勅。……倉庫懸馨。」
 O 卷27 称徳 天平神護2年10月癸卯。「勅。……麟鳳五靈。王者嘉瑞。」
 P 卷36 光仁 宝龜11年2月丙午。「勅曰。夫狼子野心。」
 Q 卷36 光仁 宝龜11年3月辛巳。「又奏稱。濟世興化。寔行九功。……亦資七徳。」
 R 卷38 桓武 延暦3年11月戊午。「武藏介從五位上建部朝臣人上等言。……非肚土舜倫。」
 S 卷38 桓武 延暦4年4月辛未。「中納言從三位兼春宮大夫陸奥按察使大伴宿禰家持等言。……誠是備預不虞。」
 T 卷39 桓武 延暦5年8月甲子。「勅曰。……不問神災人災。」
 U 卷40 桓武 延暦9年7月辛巳。「又詔東西諸史曰。……凡有懷生。莫不扞躍。真道等先祖。委質聖朝。」

乎。」
 14 隠公元年。「管敬仲言於齊侯曰。宴安鳩毒。不可懷也。注。以宴安比之鳩毒。」¹⁹⁾
 15 僖公26年。「室如鼎罄。野無青草。」²⁰⁾
 16 杜預、序。「麟鳳五靈。王者之嘉瑞也。」
 17 3・3' に同じ。²¹⁾
 18 文公7年。「六府・三事。謂之九功。」²²⁾
 19 宣公12年。「武有七徳。」²³⁾
 20 隠公8年。「天子建徳。因生以賜姓。胙之土而命之民。」
 21 桓公17年。「懷守其一。而備其不虞。」
 21' 文公6年。「備予不虞。古之善教也。」²¹⁾
 22 宣公16年。「凡火人火曰火。天火曰災。」
 23 僖公27年。「於是乎出定襄王。入務利民。民懷生矣。」²⁴⁾
 24 僖公23年。「策名委質。戎乃辟也。」²⁵⁾

以上あげた語句は『左氏伝』のほかにも、注記の漢籍にもみられるから、その語句はすべて『左氏伝』が原典というわけではなく、また、それらの主意をとったものとか、『文選』・『芸文類聚』といったような類書から孫引したのもあろう。しかし、その大半は『左氏伝』に典拠をもとめ、その名言佳句を引用したとみられる。上記語句を『左氏伝』の巻別に整理してみると、

『左氏伝』の巻	語句付号	『左氏伝』の巻	語句付号
杜預序	16.	卷 10 宣公元～11年	2. 3. 17.
卷 1 隠公元～11年	6. 20.	11 // 12～18年	8. 9. 19. 22.
2 桓公元～18年	21.	12 成公元～10年	
3 莊公元～32年		13 // 11～18年	
4 隠公元～2年	14. ㊦.	14 襄公元～9年	
5 僖公元～15年		15 // 10～15年	
6 // 16～26年	13. 15.	16 // 16～22年	
7 // 27～33年	23.	17 // 23～25年	8'.
8 文公元～10年	18. 21'.	18 // 26～28年	
9 // 11～18年		19 // 29～31年	7. 11.

卷 20	昭公元～3年	4.	卷 26	〃 27～32年	3'. 17.
21	〃 4～7年		27	定公元～7年	㊤.
22	〃 8～12年		28	〃 8～15年	
23	〃 13～17年	5. 10. 12.	29	哀公元～13年	
24	〃 18～22年		30	〃 14～27年	
25	〃 23～26年	1.			

とあって、『左氏伝』の巻目に、こだわらず、その典拠をもとめたとみるべきである。

『続日本紀』の神護景雲元年10月辛卯条にみえる「三旬」は、上記のように『左氏伝』から引用された名言佳句の一として解するのが穏当のように思うのである。これを30日間とすることは文字にとらわれた解釈であり、三・四カ月とみなすことは着想としては面白いが、事実としては必ずしも正しいとはいえない。

注

- 1) 黒板勝美編『続日本紀』新訂増補国史大系第2巻（東京、吉川弘文館、昭和10年12月初版、昭和18年11月再版）348ページ。なお佐伯友義編『増補六国史』巻4（続日本紀巻下）（東京・大阪、朝日新聞社、昭和15年11月）162～163ページの文も同一である。
- 2) 1)に同じ。265ページ。
- 3) 金子治訳注『孫子』（東京、岩波書店、昭和38年9月第1刷、昭和47年3月第11刷）36ページ。
- 4) 塚本哲三編『春秋左氏伝』下（東京、有朋堂書店、大正11年4月）571～572ページ。
- 5) 縮印百衲本『史記』89、列伝29（上海、商務印書館、1958年6月）906ページ下段。
- 6) 縮印百衲本『漢書』32、列伝2（上海、商務印書館、1958年6月）1,681ページ下段。
- 7) 塚本哲三編『詩経・書経・易経』（東京、有朋堂書店、大正11年3月）776ページ。
- 8) 縮印百衲本『後漢書』56、列伝46（上海、商務印書館、1958年6月）3,322ページ下段。
- 9) 塚本哲三編『春秋左氏伝』上（東京、有朋堂書店、大正10年3月）172～173ページ。
- 10) 黒板勝美編『令義解』新訂増補国史大系第22巻（東京、国史大系刊行会、昭和14年4月）130ページ。なお『令集解』の同条の細注に延暦17年3月16日官符云として『左伝』の名をあげている。黒板勝美編『令集解』新訂増補国史大系第23巻（東京、吉川弘文館、昭和18年12月）447～448ページ。
- 11) 10)に同じ。130ページ。
- 12) 10)に同じ。130ページ。この条について旧紅葉山文庫本の紙背文書に「大学弘仁式云」として『春秋』の名をあげている。
- 13) 黒板勝美編『令集解』新訂増補国史大系第23巻（東京、吉川弘文館、昭和18年12月）67ページ。
- 14) 佐伯友義編『増補六国史』巻3（続日本紀巻上）（東京・大阪、朝日新聞社、昭和15年10月）および佐伯友義編、1)に同じ、の頭注。また諸橋轍次編『大漢和辞典』を参照にした。
- 15) 『国語』楚語、下、「沈諸梁曰。狼子野心。怨賊之人。其又可善乎。」。『淮南子』主術訓、「故有野心者。不可借便勢。有愚質者。不可与利益。」とある。
- 16) 『後漢書』馬融伝、「自関以西。道殣相望。」とある。
- 17) 『後漢書』郭伋伝、「民多猾惡。寇賊充斥。」。『三國史』呉志、華覈伝、「寇虜充斥。」とある。
- 18) 『史記』黄帝紀、「黄帝氏以雲紀故為雲師而雲名。」。同じく五帝紀、「官名皆以雲命為雲師。」。『漢書』百官公卿表、「黄帝雲師雲名。」とある。
- 19) 『韓非子』備内、「唯母為后而子為主。則令無不行。禁無不止。男女之衆。不減於先君。而擅万乘不疑。此鳩毒扼味之所以用也。」。『後漢書』景十三王伝贊、「是故古人以宴安為鳩毒。」。同じく華

- 超伝,「皇后乗勢忌念。多所鳩毒。上下鉗口。莫有言者。」とある。
- 20) 『国語』魯語,上,「室如懸磬。野無草。何恃不恐。」『後漢書』陳龜伝,「室如懸磬。」とある。
- 21) 前掲15)のほか,『後漢書』段熲伝,「狼子野心。難以恩納。」。『三国志』魏志,張邈伝,「狼子野心。誠難久養。」とある。
- 22) 『書経』大禹謨,「禹曰。於帝念哉。德惟善政。政在養民。水火金木土穀。惟修。正德利用厚生。惟和。九功惟敘。九敘惟歌。戒之用休。董之用威。勸之以九歌。俾勿壞。」。『周礼』天官,大府,「掌九貢・九賦・九功之式。以其貨賄之入。注。九功。謂九職也。」とある。
- 23) 『国語』周語,中,「王曰。利何如而内。何如而外。对曰。尊貴。明賢。庸勲。長老。愛親。礼新。親旧。……若七德離判。民乃攜式。注。七德。謂尊貴至新旧。」とある。
- 24) 『孟子』離婁,上,「有不虞之誉。」。『易経』萃,「君子以除戎器。戒不虞。」。『詩経』大雅,抑,「用戒不虞。伝。不虞。非度也。」。『孫子』九地,「由不虞之道。攻其所不戒也。」。『漢書』趙充国伝,「又恐夷卒有不虞之变。」とある。
- 25) 『漢書』司馬相如伝,下,「懷生之物。有不浸潤於沢者。賢君恥之。」とある。
- 26) 『国語』晋語,九,「委質為臣。注。言。委質於君。書名於策。示必死也。」。『戦国策』秦策,「天下之士相從謀曰。吾將還其委質。而朝於邯鄲之君乎。」。『史記』仲尼弟子列伝,「儒服委質。」。同じく儒林伝序,「往委質為臣者。何也。」とある。

3 「権郡」について

出羽国雄勝郡については『続日本紀』天平5年(733)12月己未条に,

出羽柵遷置於秋田村高清水岡。又於雄勝村建郡居民焉。¹⁾

とあり,その後,天平宝字3年(759)9月己丑条に,

勅。造陸奥国桃生城。出羽国雄勝城。所役郡司。軍毅。鎮兵。馬子。合八千一百八十人。従去春月至秋季。既離郷土。不顧産業。朕每念茲。情深矜憫。宜免今年所負人身拳稅。」始置出羽国雄勝。平鹿二郡。王野。遊巽。平戈。横河。雄勝。助河。并陸奥国嶺基等駅家。(新訂増補国史大系本による)²⁾

とあるので,雄勝郡の成立については,従来次のような解釈がくだされていた。すなわち,『続日本紀』の天平5年12月条の雄勝建郡の記事は仮に郡としたのであって,正式に建郡したのは天平宝字3年9月とみるのである³⁾。この解釈については若干の疑義が生ずる。その1として雄勝郡建郡の記事の解釈のうち,天平5年12月条を権郡,天平宝字3年9月条を真郡の成立とする論拠である。それは恐らく同じ『続日本紀』の延暦4年(785)4月辛未条にみえる多賀階上2郡の場合と同様に考えて,雄勝郡建郡の2カ条の記事のうち,天平5年12月条を権郡,天平宝字3年9月条を真郡の成立と解したのであろうが,雄勝郡建郡の2カ条の記事を多賀階上2郡の場合と同様のケースに解せるという積極的論拠は何もないのである。⁴⁾

ところが服部昌之は雄勝郡建郡の場合についても権郡という過程をたどっているとし,それは「城柵や国府において必要とする人夫・兵士の現地における簡便な調達方法として採用したのが権郡という形式であった。換言すれば不慮の際にそなえて防禦体制をととのえるために,郡家を設置して住民を集団居住せしめ,国府(城柵)に人夫・兵士を差発するという現実的要が,権郡設立の主要原因であった」(156ページ)⁵⁾という見解をのべているし,新野直吉は「出羽国の二郡については陸奥の場合のように「権郡」であったとする明徴はないのであるから,天平建置のあの雄勝郡の北限のない地域の開拓が横手盆地の半ばにまで進められたので,その郡域の中を一郡としておくことが妥当でなくなり,分郡をもたらしたものと理解すべきで

あろう。いわば、開拓の進んだ雄勝郡が、その北半を割いて平鹿郡とし、南半を旧来の雄勝郡にしておいた⁶⁾としてゐる。最近では秋山元秀は「多賀・階上という宮城平野の地方と、雄勝のような奥地では事情が異なる。この二郡の権置は、むしろ多賀城周辺の特事情を反映するもので、権郡を陸奥全体の一般的な建郡の形態^(マ)とすることには、賛成できない」(125ページ)⁷⁾と述べているのである。

このような経緯のある雄勝郡建郡の記事の解釈について関連のある延暦4年4月辛未条に検討をくわえてみることにする。『続日本紀』延暦4年4月辛未条は次のごとくである。

中納言従三位兼春宮大夫陸奥按察使鎮守將軍大伴宿禰家持等言。名取以南一十四郡。僻在山海。去塞懸遠。屬有徵發。不會機急。由是權置多賀。階上二郡。募集百姓。足人兵於國府。設防禦於東西。誠是備予不虞。推鋒万里者也。但以。徒有開設之名。未任統領之人。百姓願望。無所係心。望請。建為真郡。備置官員。然則民知統攝之婦。賊絕窺竄之望。許之。(新訂増補国史大系本による)⁸⁾

この条文にみえる「権」の字は古くから「カリ」とよまれている。それが踏襲されていて異説はみられない。⁹⁾

有名な諸橋徹次の『大漢和辞典』において権の字をカリと訓じた場合、

- ①手殺が常道に反して結果が道に合ふ。経の対。
- ②まにあわせ。方便。
- ③かりそめ。一時。
- ④撰官。

であるとし、中国の古文献から各々の該当語句をかかげている。そのうちの④撰官の項の下に、

〔鼠璞〕権字唐始用之、韓愈権知国子博士、三歳為真。

とあり、〔権知〕の項には、

〔韓愈、唐正義大夫尚書左丞孔叢誌銘〕権知尚書右丞、明年拜右丞。

とあり、その下に前記の〔鼠璞〕の文が再び引用されている。¹⁰⁾

これは唐代の、しかも撰官の場合の用例であるが、注目すべき例である。

そこで延暦4年4月条にみえる「権」は、そのような意味をもつものなのかどうか。そのためには『続日本紀』にみえる権の字のうち、それをカリと訓じている用例について検討してみる必要がおこってくるのである。

権をカリとよませている条文は次のごとくである。なお各条文の末尾の括弧内の大系とは新訂増補国史大系本によったことを意味し、斜線の前に示してある数字はその巻数、後はページ数である。以下も同じ。(傍点筆者)

- ㊤ 卷3 文武 慶雲2年12月乙卯。「都下諸寺権施食封各有差。」(大系2/23)
- ㊥ 卷5 元明 和銅4年9月丙子。「勅。頃聞。諸国役民。勞於造都奔亡猶多。雖禁不止。今宮垣未成。防守不備。宜權立軍營禁守兵庫。」(大系2/46)
- ㊦ 卷5 元明 和銅4年10月甲子。「勅。有進位階。家存蓄錢之心。人成逐強之趣。恐望利百姓或多盜鑄。於律。私鑄猶輕罪法。故權立重刑。禁斷未然。凡私鑄錢者斬。從者没官。家口皆流。五保知而不告者与同罪。不知情者減五等罪之。其錢雖用。悔過自首。減罪一等。或未用自首免罪。雖容隱人。知之不告者与同罪。或告者同前首法。」(大系2/46~47)
- ㊧ 卷9 元正 養老6年4月丙戌。「始制。大宰管内大隅。薩摩。多樹。老伎。对馬等司有關。選官

人権補之。」(大系2/92)

㉔ 卷10 聖武 天平元年2月壬申。「以大宰大式正四位多治比真人[・]泉守。左大弁正四位上石川朝臣石足。彈正尹從四位下大伴宿禰道足。権為參議。」(大系2/115)

㉕ 卷14 聖武 天平14年正月丁未朔。「百官朝賀。為大極殿未成。権造四阿殿。於此受朝焉。」(大系2/167)

㉖ 卷26 称徳 天平神護元年10月丁丑。「御南浜望海樓。奏雅楽及雜伎。権置市郎。令陪從及当国百姓等任為交関。」(大系2/323)

㉗ 卷30 称徳 神護景雲3年10月乙卯。「[・]権建肆郎於竜華寺以西川上。而駝河内市人以居之。陪從五位已上以私玩好交関其間。車駕臨之。以為遊覽。難波宮綿二万屯。塩卅石。施入竜華寺。」(大系2/371~372)

㉘ 卷30 称徳 宝龜元年3月癸酉。「以從五位下山口忌寸沙弥麻呂。西市員外令史正八位下民使毗登日理。権任会賀市司。」(大系2/374~375)

㉙ 卷32 光仁 宝龜3年11月己丑。「以酒人内親王為伊勢齋。権居春日齋宮。」(大系2/407)

㉚ 卷36 光仁 宝龜11年6月戊戌。「勅。封一百戸永施秋篠寺。其権入食封。限立令条。比年所行甚違先典。天長地久。帝者代襲。物天下物非一人用。然縁有所念。永入件封。今謂永者是一代耳。自今以後立為恒例。前後所施一准於此。」(大系2/461)

権をカリとよんでいる例は延暦4年4月条のほかにも上記㉔~㉚があげられる。いますこし煩瑣になるが上記条文における「権」の用例について検討をくわえてみよう。

㉔・㉚は寺に特封を施した場合の条文である。特封については令に、

① 『令義解』卷4 禄令 寺不在食封之例条。「凡寺不在食封之例。若以別勅権封者。不拘此令。權。謂五年以下。」(大系23/174)

とあり、集解の細注には、

② 『令集解』卷23 禄令 寺不在食封之例条。「(本文略、以下原文2行割書)朱云。未知。此文。勅為不称年限歟。答。然也。若勅不称権字者為別哉何。」(大系24/670)

と特封の年限について規定している。その実例は、

③ 『日本書紀』卷29 天武9年4月是月。「勅。凡諸寺者。自今以後。除為国大寺二三以外。官司莫治。唯其有食封者。先後限卅年。若数年滿卅則除之。且以為。飛鳥寺不可関于司治。然元為大寺而官同恒治。復嘗有功。是以猶入官治之例。」(大系1上/353)

④ 『続日本紀』卷1 文武3年6月戊戌。「施山田寺封三百戸。限卅年也。」(大系2/4)

⑤ 『続日本紀』卷2 文武 大宝元年8月甲辰。「太政官処分。近江国志我山寺封。起庚子年計滿卅歳。観世音寺筑紫尼寺封。起大宝元年計滿五歳。並停止之。皆准封施物。」(大系2/12)

⑥ 『続日本紀』卷11 聖武 天平6年3月丙子。「施入四天王寺食封二百戸。限以三年。并施僧等純布。」(大系2/133)

⑦ 『続日本紀』卷13 聖武 天平10年3月丙申。「施山階寺食封一千戸。鷗寺食封二百戸。隅院食封一百戸。又限五年施観世音寺食封一百戸。」(大系2/151)

とあり、㉚の勅については格にも、

⑧ 『類聚三代格』卷8 封戸事条

「太政官符

封一百戸。五十戸輸米因

右被内大臣宣稱。奉 勅。件封永施秋篠寺。其権入食封限立令条。比年所行甚違先典。天長地久。帝者

代襲。物天下物。非一人用。然縁有所念。永入件封。今謂永者是一代耳。自今以後。立為恒例。前後所施一准於此。

宝亀十一年六月十六日統紀第卅六（大系25/346～347）

とあって、永といった場合は30年、権は5年かそれ以下となっている。したがって永を長期にわたる特封とすれば、権は短期間の特封ということになる。

㉑・㉒・㉓は造作に関連したものである。㉑は防衛上の必要から急抛軍營をたてて守備をかためたことを意味している。藤原広嗣の乱の場合にも、

㉑ 『続日本紀』巻13 聖武 天平12年9月戊申。「又間諜申云。広嗣於遠珂郡家。造軍營儲兵弩。而拳烽火徵發国内兵矣。」（大系2/159）

とあり、その一端をすることができる。㉒は朝賀をうけるべき場所である大極殿の造作が未完成。よって四阿殿をもうけ、それにて代用している。本来の目的に使用される場所が未完成で、その間他所を代用しているケースは㉓でもある。㉓については、

㉓ 『類聚国史』巻4 神祇4 ^(注) 広仁天皇宝亀2年12月庚子。「遣鍛冶正從五位下氣太王造齋宮於伊勢国。」（大系5/43）

とあって、当時伊勢齋宮は造営中であつた。酒人内親王が実際に伊勢に出発したのは、

㉔ 『続日本紀』巻33 光仁 宝亀5年8月庚午。「遣使秋浄天下諸国。以齋内親王將向伊勢也。」（大系2/418）

㉕ 『続日本紀』巻33 光仁 宝亀5年9月己亥。「齋内親王向伊勢。」（大系2/418）

とあるから㉖の宝亀3年11月から同5年9月の2年間は春日齋宮を使用していたことになる。

㉗は錢貨を私鑄する者が多いので、しばらくの間、みせしめのために重刑とするという意味である。

㉘・㉙・㉚は官人補任の場合である。㉘については、

㉘ 『令義解』巻4 選叙令 在官身死条。「凡在官死。及解免者。皆即言上。其国司。大上国介以上。中国掾以上並闕。及下国守闕者。皆馳駟申太政官。若大宰帥及三國国。壹岐對馬守者。雖獨闕。猶從馳駟例。其待報之間。大宰遣判事以上官人權攝。任訖。馳駟發遣。」（大系22/136。『令集解』大系23/471）

とあり、条文中の「權攝」については、

㉙ 『令義解』巻7 公式令 内外官条。「凡内外官。勅令攝他司事者。皆為權檢校。若比司者。則為攝判。」（大系22/257。『令集解』大系24/873～874）

とあって欠員が生じたときの補充についての細目がのべられている。

㉚は長屋王の変にさいしての臨時処置である。長屋王の件の結着がつくまでの非常任命であつたろう。事実、変のおこつた天平元年2月から数えて2年後の同3年8月丁亥条によれば、諸司の掾によって参議となす詔がくだされている。したがって『公卿補任』神龜6年の多治比真人県守条の頭注に「權参議始例」とみえているが、これは正に次ぐ意味の権官と解すべきではなく、長屋王の変による非常処置として、その帰着のつく間その任にあつたとみるべきである。

㉛は㉜・㉝とも関連するものであるが、開市の理由についてはさておき、市を開くためには市司をおかなければならない。それは、

⑮ 『令義解』卷9 関市令 每肆立標条。「凡市。每肆立標題行名。市司准貨物時価。為三等。十日為一簿在市案記。季別各申本司。」(大系22/299)

⑯ 『延喜式』卷42 左右京職 東市司、鬪勝条。「凡市每鬪立勝題号。各依其鬪。随色交開。不得彼此就便違越。」(大系26/927)

とあって市司の役目を規定しているからである。したがって後述する④・⑩のようなことがあれば、その期間市司を任命することになる。

④・⑩は天皇行幸にともない市を開設している。その理由については記載はないが、恐らく行幸期間中の晴天を祈願した行事に関連するものであろう。それは、

⑰ 『日本書紀』卷24 皇極元年6月是月。「大旱。(中略)〇七月(中略)戊寅。群臣相謂之曰。随村々祝部所教。或殺牛馬祭諸社神。或頻移市。禱河泊。既無所効。」(大系1下/192~193)

とあって、ひでりの時に市をおき、降雨を司どる河伯に祈る風習があった。また④の条文の2日前の乙亥(17日)条には「到那賀郡鎌垣行宮。通夜雨墮。」とあり、翌日の丙子(18日)条には「天晴」とあるので、そのようにも推測される。よって、この場合の「権」は天皇行幸の期間というふうに解釈できる。

上記のほかにも「権」の字は、

⑱ 『律』卷3 職制律 官有員数条。「凡官有員数。而暑置過限。及不応置而置。謂。非奏任者。一人杖一百。三人加三等。十人徒二年。(中略)後人知而聽者。減・暑置一等。(中略)規求者。為從坐。(中略)被徵須者勿論。(中略)即軍機要速。量事權置者。不用此律。謂。行軍之所。須置權官。不当暑置之罪。故云不用此律。」(大系22/33~34)

⑲ 『令義解』卷2 僧尼令 有私事条。「凡僧尼有私事訴訟。来詣官司者。權依俗形參事。謂。依俗形者既為俗形。即須稱俗姓名也。參事者。參对官司。申論事緒也。其佐官謂。僧綱之録事也。以上及三綱。為衆事。謂。衆僧之事也。若功德。須詣官司者。並設床席。」(大系22/86)

⑳ 『令義解』卷10 獄令 囚死条。「凡囚死无親戚者。謂。並無有服之親者。皆於閑地權埋。立勝於上。記其姓名。仍下本屬。即流移人在路。及流徒在役死者准此。」(大系22/314)

㉑ 『類聚国史』卷31 帝王11 太上天皇行幸条。「嵯峨天皇大同四年十二月乙亥。太上天皇取水路。駕雙船。幸平城。于時宮殿未成。權御故右大臣大中臣清麻呂。」(大系5/182)

とみえていて、カリと訓じたことがわかる。また⑱は⑰と、⑲は⑳と、それぞれ関連するようみにみられる。

以上、縷説してきたごとく、カリとよまれている「権」の字の用例については、まず①に「不拘此令」、⑱に「不用此律」とか、または勅令であって、律令の行政機構の範疇で処理されるものとはかぎらず、その手段・設置の常道でないものも含まれているのである。つぎに「カリ」といった場合、「臨時に」ともみなされるが、それには「ある特定の期間」とか、「短期間の間」というふうに時限があるとも解されよう。食封を例にとれば、カリとは5年間か、それ以下の期間を意味する。したがって、この場合の「権」は正に次ぐという意味の権とはまったく別のものなのである。

そのような観点から、「中納言從三位兼春宮大夫陸奥按察使鎮守將軍」の肩書ではじまる大伴家持の上言は、「名取以南の14郡は山海(この場合は遠隔の地とか、遠い里程という意味である)¹¹⁾にあつて、要害からひどく離れているので、徴発にあたり機急に間にあわない。そこでカリに多賀・階上2郡をおいた。しかし、それらを統領する人を、いまだ任じてはいない。百姓は郡領の任命を強く要望している。そこで名実ともそなわった郡の機構にしたい。」というのが、そ

の要旨で、それは火急の軍事的要請（おそらく宝亀11年3月におこった伊治公皆麻呂の乱に関連すると考えられる。）によって設立した多賀階上2郡の軍政を民政に移管したいということなのである。それゆえ、雄勝建郡の記事のある天平5年12月己未、天平宝字3年9月己丑の2カ条の解釈については、延暦4年4月辛未条の多賀階上2郡の記事を根拠として、それと同じケースをとるものと解し、さらに東北地方の郡の成立には権郡という一形式があったとする見解は、なりたたなくなる。雄勝建郡の2カ条についての解釈は、延暦4年4月辛未条に信をおいてではなく、また別途の解釈が必要となるであろう。

注

- 1) 黒板勝美編『続日本紀』新訂増補国史大系第2巻（東京、吉川弘文館、昭和10年12月初版、昭和18年11月再版）132ページ。佐伯友義編『増補六国史』巻3（続日本紀巻上）（東京・大阪、朝日新聞社、昭和15年10月）244ページ。
- 2) 黒板勝美編、1)に同じ、265ページ。佐伯友義編『増補六国史』巻4（続日本紀巻下）（東京・大阪、朝日新聞社、昭和15年11月）30ページ。
- 3) 吉田東伍『大日本地名辞書』下巻（東京、富山房、明治40年10月第2版）4,542ページ。藤原相之助『日本先住民族史』（東京、仁友社、大正5年11月）111ページ。井上通泰『上代歴史地理新考』東山道（東京、三省堂、昭和18年6月）500ページ。
- 4) 佐々木博康「戦後における古代東北城柵の研究」（『岩手史学研究』第40号所収、盛岡、岩手史学会、昭和37年6月）。
- 5) 服部昌之「東北地方における郡の成立」（『史林』第46巻第2号所収、京都、史学研究会、1963年3月）。
- 6) 新野直吉『古代東北の開拓』（東京、塙書房、昭和44年11月）138ページ。
- 7) 秋山元秀「陸奥の奥郡」（『史林』第55巻第4号所収、京都、史学研究会、1972年7月）。
- 8) 黒板勝美編、1)に同じ、507ページ。佐伯友義編、2)に同じ、431～432ページ。
- 9) この「権」の字を「カリ」と訓じている例を二・三あげてみよう。
 - ㊤ 山路弥吉（愛山）訳『訳文大日本史』第3冊（東京、国民文庫刊行会、大正3年5月第3版）497ページの大神家持伝には「（上略）是に由りて、^{これよ}権に多賀・階上の二郡を置き（中略）^{かり たが しなみ ぐん お}請ふ、建て^{こほり}郡となし、^{くわんいん そな お}官員を備へ置かば（下略）」。
 - ㊥ 熊田葦城『日本史蹟大系』第3巻（東京、平凡社、昭和10年7月）1,029ページには「衣川（上略）^{かり}権に多賀、^{しなみ}階上二郡を置きて（下略）」。
 - ㊦ 佐伯友義『増補六国史』巻4（続日本紀巻下）（東京・大阪、朝日新聞社、昭和15年11月）431ページの頭注には「此二郡一時権りに郡とし、次に真郡とし（下略）」。
 - ㊧ 井上通泰『上代歴史地理新考』東山道（東京、三省堂、昭和18年6月）366ページには「陸前国（上略）是より先に権に置きし、^{シナカミ}多賀階上二郡を真郡とせんことを（下略）」。
- 10) 諸橋徹次『大漢和辞典』巻6（東京、大修館書店、昭和33年12月）605・608ページ。
- 11) 諸橋徹次『大漢和辞典』巻4（東京、大修館書店、昭和32年3月）185ページ。